

ビリングシステム株式会社との契約内容について

PayPay 銀行株式会社（以下、「当社」といいます。）は、2018 年 6 月に施行された「銀行法等の一部を改正する法律」とそれに係る政府令等に基づき、当社との電子決済等代行業に係る契約内容の一部を公表いたします。

1. お客さまに損害が発生した場合の当社と電子決済等代行業者との賠償責任の分担について

- （1）当社のシステムの欠陥等当社の責めに帰すべき事由による場合は、当社の負担とします。
- （2）電子決済等代行業者のシステムの欠陥、または電子決済等代行業再委託者に対する管理の不備等、電子決済等代行業者および再委託者の責めに帰すべき事由による場合は、電子決済等代行業者の負担とします。
- （3）電子決済等代行業者および当社双方の責めに帰すべき事由の場合は、各自の帰責性に応じて当該損害の賠償責任を分担するものとします。

2. 電子決済等代行業者による情報の適正な取扱いおよび安全管理のために行う措置ならびに当社が行う措置について

- （1）電子決済等代行業者は電子決済等代行業で当社から取得したお客さま情報の適正な取扱い及び安全管理のため、並びに業務の執行が法令に適合することを確保するため、当社が別途定める基準に従ったセキュリティ及び体制を維持するものとします。
- （2）当社は電子決済等代行業者によるお客さま情報の取り扱いが不適切であると判断した場合、電子決済等代行業に係る接続を停止することがあります。

3. 電子決済等代行業再委託者による情報の適正な取扱いおよび安全管理のために行う措置ならびに当社が行う措置について

- （1）電子決済等代行業者は電子決済等代行業再委託者に対してお客さま情報を提供する場合、自らが当社とお客さまに負う情報の取扱いと安全管理措置に関する義務と同等の義務を電子決済等代行業再委託者に課すものとします。
- （2）当社は、電子決済等代行業者が電子決済等代行業再委託者に対する適切な対応を怠ったと判断した場合、電子決済等代行業に係る接続を停止することがあります。